

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例

平成27年10月23日

条例第49号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例

(題名改正〔平成29年条例32号〕)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項及び第4項に基づく個人番号の利用並びに法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成29年条例32号・30年42号・令和3年34号・令和5年18号〕)

(個人番号の利用範囲等)

第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び次項に定めるところによる別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

4 私立の高等学校の設置者その他の規則で定める者は、別表第1の左欄に掲げる執行機関による同表の右欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

(一部改正〔平成29年条例32号・30年42号〕)

(特定個人情報の提供等)

第3条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、同表の第3欄に掲げる機関は、当該特定個人情報を提供することができる。ただし、同表第1欄に掲げる機関が、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定により特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(追加〔平成29年条例32号〕)

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成29年条例32号〕)

#### 附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

#### 附 則(平成29年8月8日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成30年7月24日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(令和2年10月27日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(令和3年10月26日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(令和5年3月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(第2条関係)

(全部改正〔平成30年条例42号〕、一部改正〔令和2年条例56号・3年34号・5年

18号] )

執行機関	事務
1 知事	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(以下「私立高等学校等学び直し支援金事務」という。)
2 知事	静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(以下「私立高等学校等奨学給付金事務」という。)
3 知事	静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(以下「私立高等学校授業料減免事業費補助金事務」という。)
4 知事	静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(以下「私立専修学校等授業料減免事業費補助金事務」という。)
5 知事	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第141号)の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護事務」という。)であって次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</li> <li>(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</li> <li>(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権</li> </ul>

	<p>による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務</p> <p>(4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>(5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>(9) 生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(10) 生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務</p>
6 教育委員会	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(以下「定時制・通信制課程修学資金事務」という。)
7 教育委員会	静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(以下「公立高等学校等学び直し支援金事務」という。)
8 教育委員会	静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(以下「高等学校等奨学給付金事務」という。)

9 教育委員会	高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(以下「定期制・通信制課程修学補助金事務」という。)
10 教育委員会	高等学校遠距離通学费補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務(以下「高等学校遠距離通学费補助金事務」という。)
11 教育委員会	静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(以下「公立高等学校等専攻科修学支援金事務」という。)
12 教育委員会	静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の算定に必要な資料の受付、その資料に係る事実についての確認又はその資料の提出に対する応答に関する事務(以下「特別支援教育就学奨励費補助金事務」という。)

#### 別表第2(第2条関係)

(全部改正〔平成30年条例42号〕、一部改正〔令和2年条例56号・3年34号・5年18号〕)

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報
2 知事	私立高等学校等学び直し支援金事務	(1) 就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの (3) 生活に困窮する外国人に対する

		生活保護法の規定に準じて行う 保護の実施又は就労自立給付金 若しくは進学準備給付金の支給 に関する情報（以下「外国人生活 保護関係情報」という。）であって 規則で定めるもの
3 知事	私立高等学校等奨学給付金事務	(1) 就学支援金法による就学支援 金の支給に関する情報であって 規則で定めるもの  (2) 生活保護関係情報であって規 則で定めるもの  (3) 外国人生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
4 知事	私立高等学校授業料減免事業費補助 金事務	(1) 就学支援金法による就学支援 金の支給に関する情報であって 規則で定めるもの  (2) 生活保護関係情報であって規 則で定めるもの  (3) 外国人生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
5 知事	私立専修学校等授業料減免事業費補助 金事務	(1) 就学支援金法による就学支援 金の支給に関する情報であって 規則で定めるもの  (2) 生活保護関係情報であって規 則で定めるもの  (3) 外国人生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
6 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる 事務	(1) 静岡県私立高等学校等奨学給付 金の支給に関する情報（以下「私 立高等学校等奨学給付金関係情 報」という。）であって規則で定め るもの  (2) 外国人生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
7 知事	外国人生活保護事務	(1) 私立高等学校等奨学給付金関係 情報であって規則で定めるもの

	<p>(2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国情費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国情費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 国民年金法等の一部を改正する</p>
--	---

		<p>法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(12) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(13) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p>
8 教育委員会	公立高等学校等学び直し支援金事務	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	高等学校等奨学給付金事務	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
10 教育委員会	特別支援教育就学奨励費補助金事務	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校就学経費関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第3(第3条関係)

(追加〔平成29年条例32号〕、一部改正〔平成30年条例42号・令和3年34号・5年18号〕)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	法別表第2の26の項の第2欄に掲げる事務	教育委員会	(1) 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与に関する情報(以下「定時制・通信制課程修学資金関係情報」という。)であつて規則で定めるもの (2) 静岡県高等学校等奖学給付金の支給に関する情報(以下「高等学校等奖学給付金関係情報」という。)であつて規則で定めるもの (3) 高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付に関する情報(以下「定時制・通信制課程修学補助金関係情報」という。)であつて規則で定めるもの (4) 高等学校遠距離通学费補助金の交付に関する情報(以下「高等学校遠距離通学费補助金関係情報」という。)であつて規則で定めるもの (5) 静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する情報(以下「特別支援教育就学奨励費補助金関係情報」と

			いう。)であって規則で定めるもの
2 知事	外国人生活保護事務	教育委員会	<p>(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 定時制・通信制課程修学資金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高等学校等奨学給付金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 定時制・通信制課程修学補助金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 高等学校遠距離通学费補助金関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別支援学校就学経費関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 特別支援教育就学奨励費補助金関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 教育委員会	定時制・通信制課程修学資金事務	知事	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 教育委員会	公立高等学校等学び直し支援金事務	知事	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

			(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	高等学校等奨学給付金事務	知事	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	定時制・通信制課程修学補助金事務	知事	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校遠距離通学費補助金事務	知事	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	公立高等学校等専攻科修学支援金事務	知事	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの